

平成25年行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	災害救助等に要する経費	担当部局庁	政策統括官(防災担当)	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度	担当課室	参事官(被災者行政担当)	尾崎 俊雄				
会計区分	一般会計	政策・施策名	34 防災行政の総合的推進(防災基本計画) (政策10-施策)					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・災害救助法第36条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条、第12条第1項	関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について ・災害弔慰金等の国庫負担について ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源としての必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(災害救助費等負担金) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 (国民保護訓練経費) ・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。 (災害弔慰金等負担金) ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 (災害援護貸付金) ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。 (災害救助救援事務体制強化費) ・災害救助法等を円滑に執行できる体制を築くことを通じ、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る等の同法の目的の実現に資するため、災害救助・救援事務に関する体制を強化することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(災害救助費等負担金) 一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について補助を行う。 (国民保護訓練経費) 都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について全額補助する。 (災害弔慰金等負担金) 災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2(都道府県1/4・市町村1/4)補助する。 (災害援護貸付金) 災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。 (災害救助救援事務体制強化費) ・災害発生時における被災地での救助・救援に係る連絡調整や、平常時における災害救助・救援事務担当者会議の開催等を通じ、災害救助法の施行に係る事務、国民保護法(避難住民の救援に限る)の施行に係る事務等を円滑に執り行い、災害が発生した場合や武力攻撃事態が生じた場合に、的確な救助・救援が行われるよう、災害救助・救援事務に関する体制を強化する。 近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移管すべきだとの議論がなされてきたところであるが、「中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)」においても、「被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。」と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から内閣府(防災担当)に移管することとなったもの。							
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	(722)	(542)	(542)	(544)	544	
		補正予算	(30,099)	(498,625)	(643)	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計	(30,821)	(499,167)	(1,185)	(544)	544		
執行額	(30,508)	(486,554)	(1,043)				平成25年10月より厚生労働省から内閣府へ移管するため、厚労省分は()書で記載	
執行率(%)	(98.99%)	(97.47%)	(88.05%)					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (26年度)	
	(災害救助費等負担金) 災害救助法等に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない。	成果実績	-				-	
達成度	%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (26年度)	
	(災害弔慰金等負担金) 災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用等の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない。	成果実績	-				-	
達成度	%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (26年度)	
	(災害援護貸付金) 災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸し付けるものであり、成果指標の設定になじまない。	成果実績	-				-	
達成度	%							

活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	26年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標						
	(災害救助費等負担金) 災害救助法の適用市町村数	活動実績 (当初見込み)	市町村数	259	68	43	- (-)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標						
	(災害弔慰金等負担金) 災害弔慰金等支給件数	活動実績 (当初見込み)	支給件数	45	18,140	92	- (-)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標						
	(災害援護貸付金) 災害援護資金貸付件数	活動実績 (当初見込み)	貸付件数	27	17,003	51	- (-)
単位当たりコスト	(円/件)	算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	災害救助費	(200)	200	厚労省より移管のため			
	国民保護費	(2)	2				
	給付金	(140)	140				
	貸付金	(200)	200				
	災害救助救援事務体制強化費	(3)	3				
計	(544)	544					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		災害に際し、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施するものであり、東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		災害救助法、災害甲慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-	-	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	/	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	/	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	/	
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名
点検 結果	<p>災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。</p> <p>災害甲慰金等負担金は、災害に対し、お亡くなりになられた方に対し、行政(国・都道府県、市町村)が御遺族に対し甲慰を示すことを目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害甲慰金が支給されている。</p> <p>災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。</p>			

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年

平成23年

平成24年

平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万
円)

